

暴力に悩んでいませんか

DV (ドメスティック・バイオレンス)
をなくすために

三重県

はじめに

暴力は犯罪であり、被害者・加害者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。なかでもDV(※)は、相手の人権を著しく侵害し、犯罪にもなる許されない行為です。

かつて日本ではDVが問題視されることは少なく、「単なる夫婦喧嘩」として、夫婦や個人の問題あるいは家庭内で解決すべき問題とされてきました。しかし、配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的な地位や経済力の格差、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識など男性中心の社会構造が一因としてあり、社会的な問題として対処する必要があります。

そこで、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称：DV防止法)」が制定されました。ここでは、配偶者間の暴力として、男性に対する暴力と女性に対する暴力の両方を対象としています。その後、DV防止法は平成16年6月に第一次改正が行われ、さらに平成19年7月には保護命令の拡充や市町村についての規定の強化を柱とした改正法が成立し、平成20年1月に施行されました。

男女共同参画社会を形成していくうえでも、DVは克服しなければならない重要な課題です。DV防止法の主旨や内容を知っていただくとともに、DV防止に対する認識を高め、女性に対する暴力を防止する観点からこの冊子を作成しました。

あなたがもし暴力の被害を受けているのならDV被害からの脱出、回復に向けて、この冊子を役立てていただければ幸いです。

※DV：ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)という言葉の直訳すると「家庭内暴力」となります。日本で家庭内暴力というと、1970～1980年代に社会問題となった子どもが家庭内で親に対して振るう暴力というイメージが強く、また、親から子どもへの暴力などを含めた広い意味で使われている場合もあります。

そこで、ここでは「配偶者やパートナーなど親密な関係にある(または親密な関係にあった)者からふるわれる暴力」のことを言います。調査によると配偶者等からの暴力の被害者の多くが女性であることから、本冊子では「親密な関係にある(またはあった)男性から女性に対してふるわれる暴力」を想定してドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を使用しています。



STOP THE DV!

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



パープルリボンについて

女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体によって、「パープル」をシンボルカラーとした布リボンやバッジなどによる「パープルリボン」が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、広がっています。

目 次

| | |
|------------------------|----|
| ドメスティック・バイオレンスとは …………… | 1 |
| DVに関する思い込み…………… | 6 |
| DVによる影響…………… | 10 |
| DVをなくすために…………… | 12 |
| DVに悩むあなたへ…………… | 20 |
| 身内の方や友人、ご近所のみなさんへ…………… | 22 |
| 医療関係者のみなさんへ…………… | 24 |
| DVのない社会をめざして…………… | 25 |
| DVに関する相談窓口…………… | 26 |

ドメスティック・バイオレンスとは



親密な関係にある男性から女性に対してふるわれる暴力です。

夫やパートナー(恋人、同棲相手、元夫)など、親密な関係にある男性から女性に対してふるわれる暴力を「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といいます。

また、10代・20代の若い恋人間でふるわれる暴力は「デートDV」と呼ばれています。その暴力の種類や深刻さは大人間で起こっているDVと変わりはありません。



DVは犯罪です。

もし街中で他人に対して暴力をふるう人がいたら、警察に通報され、犯罪として処理されます。他人には許されない暴力が、夫婦や恋人同士だからといって許されるものではありません。

私たちは、「暴力をふるうことは犯罪である」ということはわかっています。しかし、DVについても同じように理解しているでしょうか。DVが犯罪であるという意識は残念ながら低いのが現状です。私たちは「DVは犯罪である」ということを見つめ直す必要があります。





殴る・蹴るだけがDVではありません。

DVは、殴ったり、蹴ったりする、からだへの暴力だけでなく、「だれのおかげで生活できるんだ」といった暴言を浴びせるというような言葉による暴力など、さまざまな形の暴力があります。

多くの場合、これらの暴力がいくつかが重複して、繰り返し継続的にふるわれます。



暴力の種類

身体的暴力

殴る、蹴る、平手で打つ、
髪の毛を引っ張る、
引きずりまわす、腕をねじる、
タバコの火を押しつける、
物を投げつける など

精神的暴力

話しかけても無視する、大声でどなる、
暴言を浴びせる、大切にしているものを
壊す・捨てる、殴る素振りや物を
投げつけるフリをして脅かす、
「別れるなら殺してやる」や
「死んでやる」と言って脅かす など

性的暴力

いやがっているのに性的行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など

経済的暴力

生活費やお金をわたさない、外で働いて収入を得ることを妨害する、借金するよう強要する、お金の使途を過度にチェックするなど

社会的暴力

外出することを妨害・禁止する、実家や友人とのつきあいを制限する、行動を監視する、手紙・電話・メール等を細かくチェックする など



DV被害は個人の問題ではありません。

DVは、家庭内という閉ざされた空間で、親密な関係にある男女の間で繰り返し行われるため、なかなか表面化しない傾向にあります。被害者自身、「私が悪かったから」と自分を責めたり、「私さえ我慢すれば済む」と耐え続けることがあります。そのため外部からは発見されにくく、被害者自身も「そんなひどい暴力があるとは信じてもらえない」と考え、誰かに被害を訴えようとはせずに、一人で苦しみ続けます。たとえ誰かに相談したとしても、単なる夫婦喧嘩として軽くとらえられたり、「我慢しなさい」と言われることもあります。そうしている間に、暴力が繰り返され、次第にエスカレートしていくのです。

DVは特別な環境で起こる個人的・例外的なものではありません。DVの本質は、男女の社会的な地位や経済力の格差、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識などを背景に、暴力と恐怖によって相手を思い通りに支配することであり、そこには、男性中心の社会構造の問題があり、男性が女性を支配することを容認してきた社会意識があることが指摘されています。こうした構造的な問題が、婚姻や恋愛関係にある男女間にも働いて、様々な暴力を生み出すことに関係しているのです。





DVは大人だけの問題ではありません。

高校生や大学生など、若い世代でも、交際相手から受ける暴力(「デートDV」)の被害の状況が明らかになっています。

携帯電話をチェックする、友達と約束させない、服装やどこで何をしているかなどを細かくチェックしたりする、気に入らないことをすると物を投げたり暴力をふるったりするなど、相手を束縛し、自分の思い通りに支配しようとする態度・行動が、「デートDV」につながる暴力です。しかし「恋人だから」「好きだから」という理由で、その行為が暴力だと気づいていない人も多くいます。



いかなる暴力も許されるものではありません。

暴力は犯罪であり、被害者・加害者の性別や間柄を問わず、いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。暴力はふるう側に責任があり、被害者には何の責任もありません。また、時がたてば収まるものでも、被害者の我慢や努力でなくなるものでもありません。



DVに関する思い込み

加害者に、決まったタイプがある？

加害者には決まったタイプはありません。DVは、年齢や学歴、職業の有無や役職、収入にかかわらず、あらゆる家庭で発生しています。ごく普通に暮らし、何の問題もないように見える家庭でもDVは起きているのです。

暴力をふるうのは特別な男性では？

「暴力をふるうのは、アルコールや薬物などに依存している、あるいは何か特別な男性だ」という思い込みがあります。しかし、DV加害者である暴力をふるう男性は「一部の特別な人たち」ではありません。なかには、様々な要因が影響し、日頃から誰かれかまわずに暴力的な言動を見せる人もいるでしょう。ですが、加害者の中には、家庭の外では人あたりが良く、社会的な信用があり、地域の人からの評価も高い人が少なくありません。そのため、被害者の言い分がなかなか信用してもらえないこともあるのです。





怒らせた方にも原因がある？

もし、被害者側に原因となることがあったとしても、それは加害者が暴力をふるうきっかけであったにすぎません。暴力をふるわれないようにするため、あるいは暴力がなくなることを期待して、被害者は加害者に逆らわず、尽くそうと努力することがあります。しかし、同じきっかけであっても、時には何事もなくすんでいき、時には暴力へと発展します。被害者の努力ではどうしようもないことが暴力のきっかけになります。

また、本当に、暴力以外に解決の手段がなかったのでしょうか。加害者は、怒りを表現する方法として、また時には自分の非を隠す手段として、相手を支配するために暴力という解決法を選んだのです。この背景には、自分より弱い立場にある相手が思い通りにならないとき、男性は暴力に訴えても許されるという意識が前提となっています。

暴力は人権を著しく侵害するものであり、絶対に許されません。暴力は、ふるう側に責任があるのです。





なぜ逃げないの？

複雑な気持ちや感情の中で揺れ動くことで、被害者は身動きがとれない状態になっています。

・**無力感**…長期にわたって繰り返し継続的に行われる暴力や脅しによって心身ともに傷つき、あるいは「どうにもならない」と思い込むことによって、被害者は自分から何かをすることができない状態になっていきます。暴力から自分自身を守るために、感情や感覚を鈍化させ、日常生活を続けることはできるけれども、自分で考えたり動いたりすることができなくなってしまいます。そして次第に逃げる気力や体力を失ってしまうのです。

・**複雑な心理**…「どこまでも追いかけてやる」、「逃げたら親きょうだいはどうなっても知らないぞ」などと繰り返し脅されることで、逃げたらいっそうひどい暴力をふるわれるのではないかという報復への恐怖が植えつけられます。

また、「いつかきっと変わってくれる」といった希望を持ったり、お前が悪いと言われ続けるうちに「怒らせた自分が悪い」、「私の愛情が足りなかった」と思い込まされ、被害者であることさえわからなくなることがあります。

逃げようと思ったり、もう一度やり直してみようと思ったり、なかなか心が決まらずに揺れ動きます。

・**周りの人に対する思い**…「家のことを世間に知られたくない」、「周囲の人に暴力を知られることは恥だ」といった思いや、「実家の親やきょうだいに迷惑をかけたくない」という思い、「人に話してもわかってもらえないだろう」という思いなどがあります。

・**経済的な問題**…被害者自身に収入がないなど、逃げても生活していけない場合、今後の生活に対する不安から逃げることができないことがあります。社会における男女の経済格差や雇用格差が大きく影響して家庭に縛りつけられてしまいます。

・**子どもの問題**…「父親のいない子どもにしたくない」、「子どもに寂しい思いをさせたくない」といった親としての責任感、「どんな親でも子どもには父親が必要」、「子どもを片親にするのはかわいそう」といった社会通念、逃げた後の子どもの安全や転校先のことなどが気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。

・**失うもの**…加害者との生活から逃れる場合、仕事を辞めなければならなかったり、収入や住居、今まで築いてきた地域での人間関係など失うものが大きく、逃げることをためらってしまいます。

DVによる影響



DVは被害者の心身に深い傷を残します。

身体的な暴力をふるわれたことによるケガは、あざ・打ち身、切り傷をはじめ、やけど、骨折など多様で、後遺症が残ったり、時として死に至ることもあります。暴力によるケガは、頭、顔、首などのほか、胸・腹部など服を着ていれば外からは見えないところに多いといわれています。

身体的なケガ以外にも、将来への不安や絶望感、無気力、孤独感、男性への恐怖心や自責の念、自殺願望など、暴力は被害者の心を深く傷つけます。暴力が心の傷(トラウマ)となって、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を引き起こすこともあり、自分が意図しないのに、あるできごとが繰り返し思い出され、その時の苦痛がよみがえったり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることもあります。

この他にも、仕事を続けられなくなったり、日常生活や対人関係にも悪影響が出ることもあります。

さらには、加害者への対応に全神経を集中させることにより子どもに気持ちが行き届かず放任状態となったり、加害者が怒らないようにするために子どもを加害者の思うように育てようとしたり、被害者自身が精神的に追い詰められて子どもへの虐待につながってしまうこともあります。



DVは子どもにも悪影響を及ぼします。

DVの加害者は、被害者をコントロールするために、子どもにも暴力をふるっていることがあります。また、子どもには直接暴力をふるわなくても、母親が頻繁に危害を加えられている光景を目撃する恐怖や極度の緊張とストレスが子どもに与える心理的ダメージは計り知れません。

直接暴力をふるわれたり、暴力を目撃したことによって、夜泣きやうつ症状など子どもの心身に様々な症状となって現われることがあります。さらに、暴力を目撃して育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することがあるといわれています。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「DVを子どもに見せることも児童虐待にあたる」と定義されています。



DVをなくすために



DV被害からあなたを守るための法律があります。

これまで「家庭内の問題」と見過ごされがちだったDVを防止し、被害者を保護するため、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定されました。

この法律の前文では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」とし、家庭内の暴力であっても犯罪になることが明記されています。

その後、平成16年と平成19年の改正によって、法律の対象や暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充など、より実態に即した内容となりました。





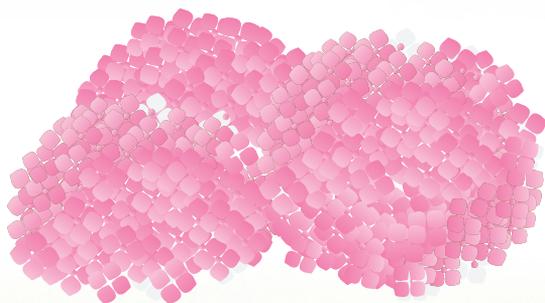
DV防止法のポイント

■「配偶者」とは？

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる事実婚の関係にある人も含みます。また、「元配偶者」から離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。男性・女性の別は問いません。

■「配偶者からの暴力」とは？

「身体的暴力」のほか、心身に有害な影響を及ぼす言動として「精神的暴力」や「性的暴力」も含まれます。



■「配偶者暴力相談支援センター」では

三重県では、女性相談所が配偶者暴力相談支援センターとして、次の業務を行っています。

- ・相談、カウンセリング
- ・一時保護(被害者自身や被害者がつれている子どもなどの安全確保のため、加害者から離れて安全に生活できる場所へ緊急的・一時的に保護し、心身の休養、今後の生活についての相談や情報提供などの支援を行います。)
- ・自立支援や保護命令利用などの情報提供、援助、関係機関との調整

■警察では

被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告を行います。また、加害者を検挙するしないに関わらず、被害者にとって必要な自衛・対応策について、情報提供などの適切な措置をとります。



■保護命令とは？

被害者が、加害者からの身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合、被害者からの申し立てに基づいて、地方裁判所が一定期間、加害者を被害者から引き離すために発する命令のことです。加害者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が申し立てることができます。

保護命令には以下の種類があります。

- ・退去命令

加害者に、2ヶ月間、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

- ・接近禁止命令

加害者が、6ヶ月間、被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

被害者と同居する未成年の子ども又は親族等に対する接近禁止も申し立てることができます。

- ・電話等禁止命令

被害者本人に対する電話・電子メール等を禁止する命令です。期間は6ヶ月間(被害者本人への接近禁止命令が発令されている間)です。

加害者がこの命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

あなたが暴力を受けた

相談したい

加害者が
いないところに
逃れたい

警
察

配偶者暴力
相談支援
センター

女性相談所

「男女共同参画センター
「フレンデみえ」など

福祉事務所
〈女性(婦人)相談員〉

児童相談所

自立等への支援

一時保護

た!!

加害者を
引き離して
ほしい

申立書の作成

配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況又は生命等に対する脅迫を受けた状況などのほか、配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実等があればその事実等を記載。

(配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合は、公証人役場で認証を受けた書類を添付)

緊急を要する
場合は、迷わず

110番へ!

地方裁判所

保護命令発令

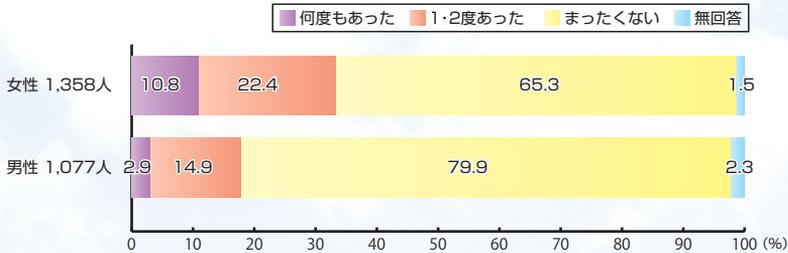
加害者

命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



DV被害の全国の状況

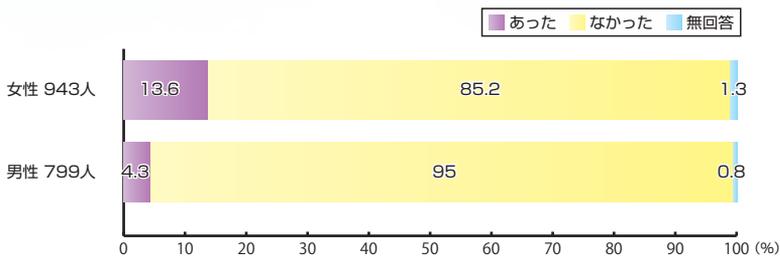
配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがある



女性の約3人に1人(33.2%)は配偶者からの暴力の被害を受けています。また、約10人に1人(10.8%)が配偶者からの被害を何度も受けています。

(「男女間における暴力に関する調査」平成21年3月 内閣府)

10歳代、20歳代で、当時の交際相手から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがある



交際相手からの暴力を受けた経験があると答えた人の割合は、女性が男性を上回っています。約7人に1人(13.6%)の女性が、10歳代、20歳代で当時の交際相手からの暴力の被害を受けています。

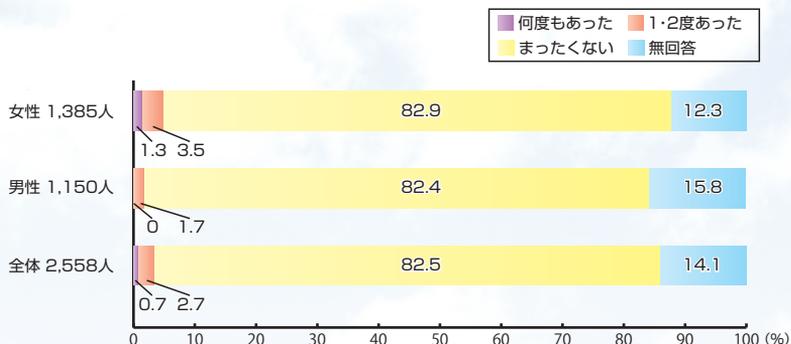
(「男女間における暴力に関する調査」平成21年3月 内閣府)



三重県の状況

ドメスティック・バイオレンスを受けた経験

命の危険を感じるくらいの暴行をうける〈全体、性別〉



「ドメスティック・バイオレンスを受けた経験」について、「命の危険を感じるくらいの暴行」を受けた経験があると答えた人の割合では、「何度もあった」、「1、2度あった」と答えた人は、ともに女性が男性を上回っています。約21人に1人(4.8%)の女性が『命の危険を感じるくらいの暴力を受けた経験がある』と答えています。

(「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」平成21年12月 三重県)



DVに悩むあなたへ



あなたは決して悪くない。暴力をふるう方が悪い。

パートナーや恋人からの暴力を、「私が悪かったから仕方がない」と思っていないですか。「二人の間の問題だから」と自分でなんとかしようと考えていませんか。

どんな暴力であっても、暴力をふるう方が悪いのです。家庭内だからといって、何をしてもいいということはありません。パートナーや恋人が暴力をふるうのは、あなたや子どもたちを怖がらせ、自分の思い通りにさせるためです。

DVは、あなたに原因があって起こるものではありません。時がたてば収まるものでも、あなたの我慢や努力でなくなるものでもないのです。



大切なのは、あなたと子どもの命と安全です。

長い間、暴力をふるわれたり、「お前が悪い」と責められる生活を続けていると、自信を失い、自分を責める気持ちが強くなったり、無力感やあきらめ、孤立感を深め、反発したり怒りを感じたりする気力さえ失ってしまうことがあります。今後、あなたがどのような選択をするにしても、まずは、あなたが本来持っていた自信を取り戻すことが大切です。

家庭内での暴力を誰かに相談することはとても勇気のいることですが、暴力を受け続けることで、あなたや子どもたちに取り返しのつかない傷を負わせることになってしまうかもしれません。

自分や子どもたちの安全や将来のことを第一に優先し、援助を求めることは、あなたにとって大切な権利です。



**あなたを支える人がいます。
ひとりで悩まないで、まず相談を。**

家庭は、家族にとってやすらぎの場であるはずですが、もし、あなたにとって、家庭が緊張と恐怖の場であるなら、ひとりで苦しまないで、まず相談してください。あなたの悩みを受け止めてくれる相談機関があります。

あなたはひとりぼっちではありません。相談員があなたと一緒に考えます。あなたの知らなかった対応方法がきっと見つかるはずですよ。



身内の方や友人、ご近所のみなさんへ



DVでは？と思ったら

これまで日本では、家庭内の争いごとは「身内の恥」という意識が働き、外に向かって助けを求めるということをしない状況にありました。また、身体にあざなどの暴力のあとがある人と出会っても、その人から「転んだ」などと説明されれば、それ以上聞くことは失礼なこととして、深く関わらない傾向にありました。こうしたことから、DV被害がさらにひどくなり、なかには「死」という決着で終わることもありました。

DV防止法では、配偶者からの暴力を受けている人を発見したときは、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するよう呼びかけています。面倒なことに関わりたくないという無関心は、DVをなくしていくことにはつながりません。勇気をもって通報してください。また、相談機関への相談を勧めてください。



DV被害の相談を受けたら

DVに苦しんでいる人が誰かに相談するということは、とても勇気のいる行動です。信じられないような内容だとしても話を否定したりせず、ありのまま受け止めてください。そして、「あなたは悪くない」、「暴力をふるわれていい人などいない」と声をかけてください。そうしたことが被害者を力づけることになります。

「相手の言い分も聞いてみないと・・・」とか、「殴るからにはそれなりの理由が・・・」といった言葉や態度は、暴力によって心身ともに傷ついている人をさらに傷つけるだけでなく、せっかく勇気を出してはじめた相談をやめてしまうことにもなりますので、絶対に責めることはせず、相談機関の情報を伝えてください。

緊急の場合は、個人で解決しようとせずに、まず警察などの相談機関に相談してください。

また、相談者の了解なしに、相談内容を他の人に話さないでください。特に、聞いた話を加害者に確認することなどは絶対にしてはいけません。誰かに相談したことが加害者に知られると、暴力がさらにひどくなることもあり大変危険です。



被害者の居場所を聞かれたら

DVの加害者が、居なくなった被害者を執拗に探し回ることがあります。被害者の居場所をつきとめるための協力を求められた場合、加害者がどんなに冷静に見えても、決して心当たりの場所を知らせたりしないでください。

また、加害者の態度などに不安を感じたときは、警察などの相談機関に相談してください。

医療関係者のみなさんへ

被害者を診察したときは

DVによって、身体にケガや傷を負ったとき、被害者は医療機関で受診します。

医師や医療関係者は、傷や病気の治療にあたる機会を通して、DV被害を発見しやすい立場にあります。また、専門的判断が可能であるといった点を重視し、DV防止法第6条では、特に医師や医療関係者について、被害者を発見したときは、被害者本人の意思を尊重したうえで、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報できるとしています。

医師や医療関係者には、通常、患者に関する事柄について守秘義務がありますが、DV被害の通報に関しては、刑法その他の法律上の守秘義務違反にはあたらないこととなっています。

また、配偶者暴力相談支援センターや警察をはじめとする相談機関を利用できることなど、被害者に必要な情報を提供してください。



DVのない社会をめざして

DVをはじめとする女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。国連特別総会でも重大な問題として認識され、国際的にも取組が必要とされている課題です。

少数の人が被害を受けているのではなく、多くの人がDV被害を受けています。DVは決して「他人事」ではありません。いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題なのです。

経済力の格差や社会的地位の差など男性中心の社会構造、夫が妻に暴力をふるうことについて寛容な考え方、妻を対等なパートナーと見ない女性差別の意識など、DVの背景にある問題は、社会全体で取り組み、解決していかなければなりません。

また、子どもが成長していく過程で、暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることも、新たな加害者を生み出さないという点で重要になってきます。

DVをなくすためには、私たち一人ひとりが、いかなる暴力も犯罪であるという認識を持ち、被害を受けて苦しんでいる人たちが、「声をあげやすい」社会をつくることが重要です。

DVに関する相談窓口

緊急のときは、迷わず110番してください。

配偶者等からの暴力についての相談は

配偶者暴力相談支援センター(三重県女性相談所)

TEL 059-231-5600

三重県警察本部 総合相談電話

#9110 または **TEL 059-224-9110**

ストーカー対策室(法に関する問い合わせ)

TEL 059-222-0110 (内線3054)

警察署

最寄の警察署へもご相談できます。

DV相談ナビ

ここに 電話
TEL 0570-0-55210

※自動音声により、あなたのお近くの相談窓口をご案内します。

男女共同参画に関する相談は

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

TEL 059-233-1133

だれにも相談できずに、ひとりで悩んでいませんか？
相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。
ひとりで悩まずご相談ください。

この冊子に関するお問い合わせは

三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2225 FAX 059-224-3069
E-mail iris@pref.mie.jp

(平成23年3月発行)

